

令和6年度上半期の概況について

※特に表記のない数値の単位は百万円とし、切捨てで表示しています。

■JAたじまの概要

	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
組合員数	46,227人	45,735人	45,410人
うち正組合員	20,094人	19,699人	19,430人
うち准組合員	26,133人	26,036人	25,980人
組合員戸数	32,327戸	32,043戸	31,879戸
うち正組合員戸数	15,767戸	15,490戸	15,310戸
うち准組合員戸数	16,560戸	16,553戸	16,569戸
出資金	4,413	4,361	4,377
金融店舗数	24店舗	24店舗	23店舗
営農事務所	12か所	12か所	12か所
職員数	692人	686人	665人

■主要勘定の状況

	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
貯金	373,958	370,114	368,836
貸出金	58,841	58,519	59,999
預金	293,250	285,913	280,461
有価証券	13,778	15,885	19,509
長期共済保有高	925,676	908,449	885,562

■単体自己資本比率

令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
13.86%	13.87%	14.19%

■有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当する取引はありません。

満期保有目的の債権

保有区分	令和5年9月末			令和6年3月末			令和6年9月末		
	貸借対照表計上額	時価	評価差額	貸借対照表計上額	時価	評価差額	貸借対照表計上額	時価	評価差額
満期保有目的	3,699	3,495	△ 204	4,892	4,702	△ 190	6,790	6,475	△ 314

その他有価証券

保有区分	令和5年9月末			令和6年3月末			令和6年9月末		
	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額	取得金額	貸借対照表計上額	評価差額
その他	10,743	10,079	△ 664	11,408	10,992	△ 415	13,368	12,718	△ 649

(注)

1. 時価は市場価格等に基づき表示しています。
2. 取得金額は取得原価又は償却原価で表示しています。

■預かり資産の状況

投資信託残高(ファンドラップ含む)

	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	322	299	365

(注)

1. 投資信託残高(ファンドラップ含む)は、「約定日基準」に基づく算出です。

残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和5年9月末	令和6年3月末	令和6年9月末
残高有り投資信託口座数	631	900	1,128

■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

区 分		債権額	保 全 額				
			担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年9月末	400	59	2	335	397	
	令和6年3月末	237	41	0	194	236	
	令和6年9月末	238	37	6	192	237	
危険債権	令和5年9月末	485	116	90	278	485	
	令和6年3月末	318	26	31	260	318	
	令和6年9月末	415	45	100	269	415	
要管理債権	令和5年9月末	-	-	-	-	-	
	令和6年3月末	-	-	-	-	-	
	令和6年9月末	-	-	-	-	-	
	三月延滞	令和5年9月末	-	-	-	-	-
		令和6年3月末	-	-	-	-	-
		令和6年9月末	-	-	-	-	-
	貸出緩和	令和5年9月末	-	-	-	-	-
		令和6年3月末	-	-	-	-	-
		令和6年9月末	-	-	-	-	-
小 計	令和5年9月末	886	176	93	613	883	
	令和6年3月末	556	68	32	454	555	
	令和6年9月末	653	82	107	462	652	
正常債権	令和5年9月末	57,992					
	令和6年3月末	57,997					
	令和6年9月末	59,371					
合 計	令和5年9月末	58,878					
	令和6年3月末	58,554					
	令和6年9月末	60,025					

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。なお、正常債権の債権額については、未収利息が含まれています。